

## 2月のコラム ～知らない世間がたくさん～

日頃接する機会があるのは、自分の周り一定の範囲内におられる方で、新しい出会いがあったとしても、属性でいうとある程度限られています。私の場合ですと、仕事関係では、経営者や人事労務ご担当の方、友人では、業種職種は様々ですが、ご自分の仕事をもっていて雇われ人は少なく、専業主婦の友人はほとんどいません。趣味の仲間は、もう少し層が広がりますが、ほとんどの時間をその目的に対しての会話や行動に費やします。ですので、普段の生活をしている限りでは、接点のない方の世界と交流することは多くありません。

昨秋、母がグループホームに入居したので、実家を整理することにしましたが、その関係で、日頃お付き合いのない方々と出会う機会や初めて知ることが急に増えました。

知識として一番のびっくりは、譲渡所得。常識的に「売却して得た額から取得費と費用を控除した額が所得の対象」になるだろうことは、予想できたのですが、その取得費が、購入したときの契約書やローンなどの証明がなければ、譲渡収入の5%しか認めてもらえないということでした。権利書はあるのですが、40年も前の契約書を親がきちんと保管しているはずもなく・・・「費用として認めてもらえるのがたった5%?!」その後、税理士さんからアドバイスをもらい、当時家を売っていただいた方を探して、買取価格について一筆書いていただけたので、なんとかその問題はクリアしそうですが・・・。契約書はとっておいてくださいね。(ご高齢でしたが、ご健在でよかった！)

不動産がらみでは、土地の境界線についても。地積測量図があって、法務局に登録されているにも関わらず、それは役に立たず。なぜ?昔の測量方法では座標があいまいなうえに、「鉾」が取れていたり、同じ場所に複数あったり!?新たな図面を作成して隣地所有者から確認書に署名・捺印を頂く必要があるのだとか。登記されていてもダメなのね・・・。こちらは、土地家屋調査士さんのお世話に。植木屋さんにもリアルな空き家事情を色々教えてもらいました。

家具や電化製品は、使えるものは必要な方にと“ジモティー”に初めて挑戦。上手く引き渡しができて喜んでもらった物もある一方で、誤解か勘違いか一方的に避難のメッセージが届いたり、廃品回収業らしき方の対応に悩んだり。人がらみでは、こんな人がいるのかと、このメッセージのやり取りにほとんど疲れしました。お隣からは、「植木がはみ出しているので切ってください!」いえいえ、お宅の庭の木もうちの家にはみ出ているんですけど・・・でも「それはいい」そうです。本当に色々な人がいて、知らないこと、知らない世間ばかりだと思い知りました。本当に一つ一つ勉強です。実家がらみあれこれ・・・無事売れるまで、まだしばらく続きそうです。

2022年2月 水田かほる